

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「教育情報アプリケーションユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号:

K000308-0060

★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.7からV2.8の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2013

- ・教育情報アプリケーションユニット標準仕様V1.1
- ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.5
- ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日):

2014年1月7日

(b) 申請区分(新規、修正、破棄):

修正

(c) 申請者

団体名:

日本電気株式会社

★識別キー項目1

団体のURL:

http://www.nec.co.jp/

(識別キー項目4つでユニークになるように申請者が指定する)

APPLIC会員番号:

K000308

(d) 製品情報

代表製品名:

学びの扉 校務支援システム

★識別キー項目2

製品説明のURL:

http://jpn.nec.com/educate/tobira/index.html

複数製品で構成する場合追記:

複数製品で構成する場合追記:

複数製品で構成する場合追記:

製品識別情報(バージョン等):

1.0

★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日):

対応OS:

サーバ:Linux、データベース:PostgreSQL
ユーザPC:Microsoft Windows XP、Vista、7

製品の形態((0)型):

(0)型 固定

全て同一提供者

業務処理製品
(データ交換処理)※1

(0)型

※1 “データ交換処理”とは、メッセージ定義に沿ったデータを出力できる機能(エクスポート)と入力できる機能(インポート)を指す。

(3) PF準拠確認対象教育情報アプリケーションユニットの申請リスト

★識別キー項目4

今回の準拠登録申請の対象業務ユニットのみに○をつける↓

番号	業務ユニット名	準拠確認対象
AK01	学習者情報アプリケーションユニット	○
AK02	学校保健アプリケーションユニット	

備考欄(前提条件や制限事項)

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「教育情報アプリケーションユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号:

K000308-0060

★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.7からV2.8の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2013

- ・教育情報アプリケーションユニット標準仕様V1.1
- ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.5
- ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名:

日本電気株式会社

★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名:

学びの扉 校務支援システム

★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等):

1.0

★識別キー項目3

(3) PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎:対応、○:制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり)↓

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC確認欄
AK01	学習者情報アプリケーションユニット	教育委員会内・自治体間および学校間で学習者情報アプリケーションユニットのデータ連携を行う。 (教育情報アプリケーションユニット標準仕様の【業務1-4-1,1-7-1,1-8-1,1-9-1,1-13,1-13-1】を参照)		◎	○
AK01-1	学習者情報アプリケーションユニット(学齢簿情報連携機能は除く)				
AK01-1-1	学習者情報アプリケーションユニットが提供する機能を持つ	学習者情報アプリケーションユニットは、標準仕様の機能一覧の指 導要録情報連携で定義された各機能を持つこと。 (教育情報アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4-1】の機能 一覧を参照)	必須	◎	
AK01-1-2	学習者情報アプリケーションユニットのデータ項目を持つ	学習者情報アプリケーションユニットは、利用側業務ユニットに対し、標準仕様のインターフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (教育情報アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7-1】のインターフェース仕様、【業務1-8-1】のデータ一覧を参照)	必須	◎	
AK01-1-3	学習者情報アプリケーションユニット間の情報交換	学習者情報アプリケーションユニットのデータは、異なる学習者情報アプリケーションユニット間で交換できる必要があり、学習者情報アプリケーションユニットは、以下の機能を提供できること。			
AK01-1-3-1	データエクスポート機能	学習者情報アプリケーションユニットは、【業務1-9-1】のインターフェース一覧の「指導要録情報メッセージ」をエクスポートできること。	必須	◎	
AK01-1-3-2	データインポート機能	学習者情報アプリケーションユニットは、【業務1-9-1】のインターフェース一覧の「指導要録情報メッセージ」をインポートできること。	必須	◎	
AK01-1-3-3	コード辞書に対応	学習者情報アプリケーションユニットは、利用側の学習者情報アプリケーションユニットとのデータ連携(データエクスポート/データインポート機能)時に、標準仕様のコード辞書に定義された値に変換できること。 (教育情報アプリケーションユニット標準仕様【業務1-13】【業務1-13-1】のコード辞書を参照)	必須	◎	
AK01-2	学習者情報アプリケーションユニット(学齢簿情報連携機能)				
AK01-2-1	自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の「20 就学ユニット」と学習者情報アプリケーションユニット間の学齢簿情報交換	学習者情報アプリケーションは、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の就学ユニットとの間の標準仕様(学齢簿情報の連携に係る標準仕様(就学ユニット用))の機能一覧の学齢簿情報連携で定義される機能を持つこと。 (教育情報アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4-1】の機能 一覧を参照)	選択	◎	
AK01-2-1-1	データインポート機能	学習者情報アプリケーションは、就学ユニットがエクスポートした学 齢簿情報をインポートできること。	条件付必須(※1)	◎	
AK01-2-1-2	コード辞書に対応	学習者情報アプリケーションユニットは、学齢簿情報のインポート時に、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様のコード辞書に定義された値を認識しとりこめること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7 インターフェース仕様】および【業務1-13】のコード辞書を参照)	条件付必須(※1)	◎	

注(※1):「AK01-2-1 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の就学ユニットと学習者情報アプリケーションユニット間の情報交換機能に対応できる製品として登録する場合、必須機能である。」

備考欄(前提条件や制限事項)